

<従業員割の取扱いについて>

従業員		免税点の判定	課税標準	備考
非課税	65歳以上の者 ※役員を除く	従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	経過措置あり
	障害者 ※役員を除く	従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	無給の役員	従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
臨時の従業員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
パートタイマー（注1）		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	
出向社員（注2）	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当分を給与として取扱う
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業員給与総額に含める	
長期出張に当たらない出張（注3）		出張元の従業員に含める	出張元の従業員給与総額に含める	
課税区域外への派遣または長期出張（注4）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法にもとづく派遣社員		課税区域内に派遣されている場合は派遣元の従業員に含める	課税区域内に派遣されている場合は派遣元の従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は従業員に含める	所得税法上の給与等が支払われている場合は従業員給与総額に含める	
常時船舶の乗務員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

## 《説明》

### （注1）パートタイマーとは

形式的な呼称によるものではなく、勤務の状況によって判定します。一般的な雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（1日の平均勤務時間が正規従業員の4分の3未満）をすることとして雇用されているものであり、休暇・社会保険・賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別されるものをいいます。

そして、給与等が時間単位で定められていること（時間給であること）を要します。

### （注2）出向とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に貸与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

### （注3）出張とは

企業の従事者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事務所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行なうものをいいます。

なお、この場合の「長期」とは、1年を超える期間（課税標準の算定期間を超える期間）をいいます。

### （注4）派遣とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。